

平成28年度第2回訪問部会 (H28.12.22 開催) まとめ

総合事業(訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス、以下「訪問型A」という。))に関する疑義について <奄美市高齢者福祉課(渡嘉敷 氏)との質疑>

Q1 総合事業の開始前に訪問介護事業所に準備してほしいことはありますか？

A1 平成29年2月に訪問型Aの指定申請を行ってまいります。

また、訪問型Aの請求に係るサービスコード及び基準(単価)等を使用している介護報酬管理・請求ソフトに取り込んでもらう必要があります(平成29年4月サービス提供分(5月請求分)から)。市としても、それに間に合うように、サービスコード及び基準(単価)等をお示しします。

Q2 訪問型Aを利用するか否かはどのように決まるのです？

A2 「介護予防・日常生活支援総合事業」が利用者の「自立支援」と「介護予防」の促進を目的に事業実施されることに鑑み、担当ケアマネージャーにおいては、利用者に適切な支援が行われることを第一に、介護予防ケアマネジメントを行って参ります。実際のサービス提供に関しては、担当ケアマネージャーが利用者・ご家族の理解、同意を得て、「一連の介護予防ケアマネジメントプロセス」の中で決定されるため、どのような提供体制になるかは個別のケースによって異なることになると考えます。なお、介護予防ケアマネジメントが適切な支援を行っているかどうかの検証は「介護予防マネジメント検討会」にて行っていきたいと考えております。

Q3 一人の利用者が、介護予防訪問型サービス(現行相当サービス、以下「現行型」という。))と訪問型Aの両方を受けることが可能ですか？

A3 現行型と訪問型Aのいずれかをケアプランに位置付けてサービスを利用してもらうことになる。二つのサービスを併用することはできません。

Q4 訪問型Aを利用している方について、事業所側の都合によって奄美市生活介護員ではなく、有資格者の訪問介護員がサービスを提供した場合の算定単価はどうなりますか？

A4 ケアプランに位置付けられた訪問型Aの単価により算定することになります。

Q5 訪問型Aに係る契約書及び重要事項証明書のひな型を示してほしい。

A5 既存の介護予防訪問介護の契約書等の様式をこちら(奄美市高齢者福祉課)で手直ししてお示しします。

Q6 奄美市生活介護員は何人くらい養成する予定ですか？

A6 現在、奄美市生活介護員養成研修に応募されているのは30名程度と聞いています。しかし、奄美市において、現行の要支援1・2の方で介護予防訪問介護サービスを受けている約200名のうち、奄美市生活介護員の対象となる人は100名程度と考えており、その人数からすると、もう少し多くの方に研修を受けていただいて、訪問介護事業所に登録していただく必要があると考えています。

Q7 ヘルパー2級等の資格を有している人は奄美市生活介護員養成研修を受けられますか？

A7 訪問介護員等を定年退職した方などは受けられます。詳細は、奄美市社会福祉協議会へご確認ください。

Q8 奄美市生活介護員養成研修の修了者を訪問介護事業所に紹介してもらえますのか？

A8 研修終了後、養成研修修了者と訪問介護事業所との顔合わせ会(マッチング)を開催します。

2016年12月27日(火) きずな勝村 作成
(奄美市高齢者福祉課 渡嘉敷氏 内容確認済)